



第2次栃木県犯罪被害者等支援基本計画

平成28年3月

栃木県

はじめに



近年、県内における刑法犯認知件数や交通事故発生件数は、いずれも減少傾向で推移しております。

その一方で、依然として多くの方が思いもよらず犯罪や交通事故の被害者やその家族となり、事件事故そのものによる精神的・肉体的な被害だけでなく、経済的負担や周囲の人からの配慮のない言動による二次的被害に苦しんでいる現状があります。

犯罪などのない、誰もが安心して暮らせる社会の実現は、県民すべての願いです。

その願いを実現するためには、私たち一人ひとりが被害に遭われた方々の置かれている現状を正しく理解するとともに、関係機関や団体等が一体となって、被害に遭われた方々の様々なニーズに的確に対応し、社会全体で支えていく必要があります。

県では、平成 17 年に「栃木県安全で安心なまちづくり推進条例」、平成 22 年に「栃木県犯罪被害者等支援基本計画」を策定し、関係機関及び支援団体と連携して、犯罪被害者等の視点に立った施策に取り組んで参りました。

そして、被害に遭われた方々が、必要な時に必要な場所で必要とされる支援を途切れることなく受けられる体制の充実に加え、県民の理解と協力に向けた一層の取組が求められていることを踏まえ、今般、「第 2 次栃木県犯罪被害者等支援基本計画」を策定いたしました。

また、県では「人も地域も真に輝く 魅力あふれる元気な“とちぎ”」を目指すべき将来像とする栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」を策定いたしました。犯罪を発生させない安全な地域づくりを重点的取組の一つとする、同プランの「暮らしの安心実現プロジェクト」と併せて、「社会全体で犯罪被害者等を支えていくとちぎ」を目指して本計画を推進して参りますので、県民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たりまして、多くの方々から貴重な御意見・御提言をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

平成 28 年 3 月

栃木県知事 福田 富一

目 次

第1章 「第2次栃木県犯罪被害者等支援基本計画」の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の目標	2
4	計画における支援の対象	2
5	計画の推進	2
6	計画の期間及び検証	2

第2章 犯罪等の発生状況及び犯罪被害者等が置かれている現状と課題

1	栃木県における犯罪・交通事故の発生状況	3
2	犯罪被害者等が置かれている現状と課題	5

第3章 犯罪被害者等の現状と課題を踏まえ、今後推進していく重点的取組

1	損害回復・経済的支援等への取組	8
2	精神的・身体的被害回復・防止への取組	8
3	刑事手続への関与拡充への取組	8
4	支援等のための体制整備への取組	9
5	県民の理解と協力を得るための取組	9

第4章 具体的施策の取組等

1	損害回復・経済的支援等への取組	
(1)	損害賠償の請求についての支援等	12
(2)	給付金の支給に係る制度の運用等	12
(3)	居住の安定	14
(4)	雇用の安定	15
2	精神的・身体的被害の回復・防止への取組	
(1)	保健医療サービスや福祉サービスの提供等	16
(2)	安全の確保	20
(3)	保護、捜査、公判等の過程における配慮等	24

3	刑事手続への関与拡充への取組	
(1)	刑事手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等	25
4	支援等のための体制整備への取組	
(1)	相談及び情報の提供等の総合的支援	26
(2)	犯罪被害者等支援に係る人材の養成及び資質の向上等	32
(3)	民間の団体に対する援助	34
5	県民の理解と協力を得るための取組	
(1)	県民の理解と協力の確保	36

第5章 資料編

1	犯罪被害者等基本法	40
2	被害者の声～（公社）被害者支援センターとちぎ作成の手記「証（あかし）」	46

第1章 「第2次栃木県犯罪被害者等支援基本計画」の概要

1 計画策定の趣旨

【経緯】

犯罪被害者等（犯罪等^(*)により害を被った者及びその家族又は遺族）に対する支援について、我が国では、平成17年に犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とした「犯罪被害者等基本法」（以下「基本法」という。）が施行されるとともに、この基本法の理念を具体化した「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。

これにより、犯罪被害者等に対する施策が大きく進展したところであり、更なる取組の充実強化を図る必要から、平成23年に「第2次犯罪被害者等基本計画」、平成28年3月に「第3次犯罪被害者等基本計画」（以下「3次計画」という。）がそれぞれ策定されました。

県においては、基本法施行と同時期に施行された「栃木県安全で安心なまちづくり推進条例」により犯罪被害者等支援に対する県の責務等を示し、犯罪被害者等への支援施策を推進してきました。

平成22年3月には、県の実状に応じた犯罪被害者等への支援施策を体系化した「栃木県犯罪被害者等支援基本計画」（以下「県1次計画」という。）を策定し、その計画期間中において、関係機関・団体の協力のもとに、様々な制度を活用しながら、犯罪被害者等への支援施策を着実に実施してきたところです。

【趣旨】

現状では、犯罪被害者等が直面している複雑かつ多様な課題が解決されていないことから、県民の理解と協力を一層得られるよう、関係機関・団体との更なる連携の強化をさらに図っていく必要があります。

県としては、平成28年3月末をもって県1次計画の計画期間が終了したことを受け、引き続き、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会、「県民の誰もが安心して暮らすことのできるとちぎ」の実現に向け、「第2次栃木県犯罪被害者等支援基本計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け

基本法第5条では、地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することが規定されています。

本計画は、犯罪被害者等が必要としている支援に関する取組について、県の基本的な考え方を明らかにするとともに、国が各計画の中で示してきた施策等を参酌し、栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」をはじめとして、各部局が策定する計画等との整合を図りながら、現在推進中の施策、また今後取り組んでいく施策等を体系的にまとめたものです。

(*) 「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。

3 計画の目標

基本法第3条では、犯罪被害者等支援の基本理念を

- ① すべての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。
- ② 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。
- ③ 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けられることができるよう、講ぜられるものとする。

としています。

本計画では、県民の皆さんに犯罪被害者等が置かれている現状等について理解していただき、突然理不尽な事件・事故に遭遇し、日常生活や社会生活を円満に営むことが困難となっている被害者等に対して途切れのない継続した支援を行うため、関係機関・団体、そして県民の皆さんが一体となり、「社会全体で犯罪被害者等を支えていくとちぎ」を目指します。

4 計画における支援の対象

犯罪等による被害者及びその家族又は遺族で、原則として県民を支援対象としますが、県内で犯罪等の被害に遭われた場合には、県民以外の方に対しても、支援可能なものについては対応します。

5 計画の推進

(1) 庁内の推進体制

知事部局、労働委員会事務局、教育委員会事務局、警察本部の関係部局を中心に、庁内の各部局が相互に連携を図りながら施策を推進します。

(2) 県内市町との連携

犯罪被害者等への支援施策を担う市町担当者に対する会議・研修会の開催や、犯罪被害者等支援に関する各種情報等の提供により、市町と緊密な連携を図るとともに市町が行う取組を支援します。

(3) 関係機関・団体との連携・協力

関係機関・団体との連携・協力体制の拡充を図りながら、途切れのない継続した犯罪被害者等の支援に関する施策等を推進します。

6 計画の期間及び検証

本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5ヵ年とし、社会環境の変化や直面する課題等に対応するため、随時見直すこととします。

また、計画期間における施策の進捗状況について、年度ごとに検証を実施し公表します。

第2章 犯罪等の発生状況及び犯罪被害者等が置かれている現状と課題

1 栃木県における犯罪・交通事故の発生状況

(1) 刑法犯発生状況

県内における刑法犯発生状況は、平成15年の40,469件をピークに、その後減少に転じ、平成27年の刑法犯認知件数^{(*)2}は14,630件と12年連続で減少しています。被害が深刻な事態となる重要犯罪^{(*)3}も減少傾向を示し、平成27年は97件であり、内訳は殺人11件、強盗19件、強姦14件、強制わいせつ34件、放火19件、略取誘拐0件となっています。

(図1)



(図2)



栃木県警察「治安統計」等に基づき作成

(*)2 「認知件数」とは、警察が事件として取り扱った件数をいいます。

(*)3 「重要犯罪」とは、殺人、強盗、強姦、強制わいせつ、放火、略取・誘拐をいいます。

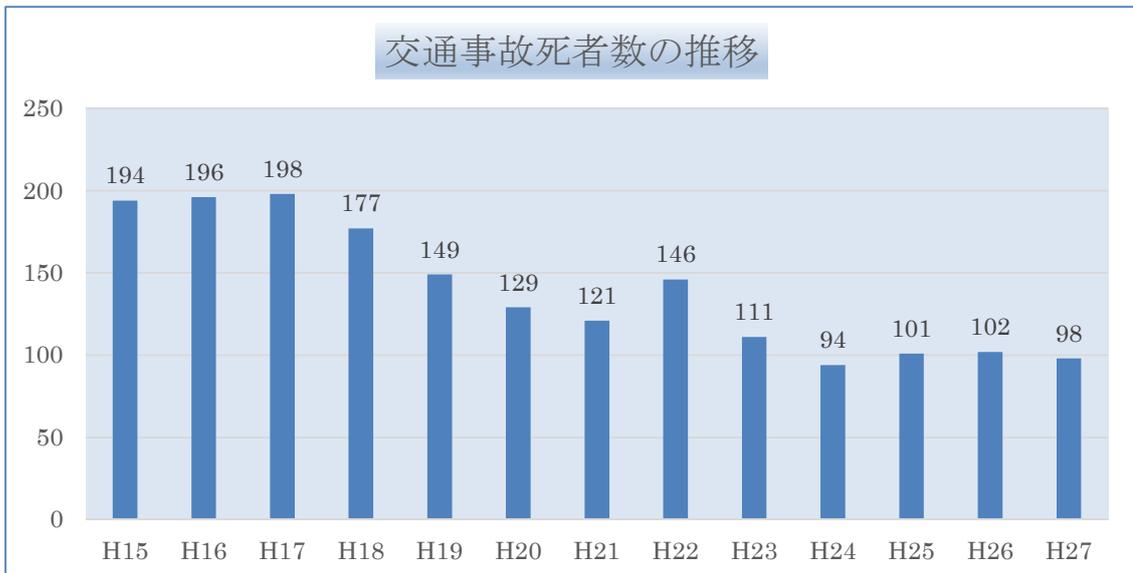
(2) 交通事故発生状況

県内における交通事故発生状況は、平成 27 年に交通事故（人身交通事故^(*)）発生件数が 6,327 件となり、総体的には年々減少傾向にあります。死亡事故は 98 人と例年 100 人前後の水準で推移し、人口 10 万人当たりの県内における交通事故死者数が、平成 27 年では 4.15 人と、全国ワースト 11 位となっています。

(図 3)



(図 4)



栃木県警察「交通統計」等に基づき作成

(*) 「人身交通事故」とは、道路における車両等の交通に起因する人の死亡又は人の負傷を伴う事故をいいます。

2 犯罪被害者等が置かれている現状と課題

(1) 被害後の状況

犯罪被害者等は、突然理不尽な事件・事故に遭遇し、生命を奪われ大切な家族を失ったり、身体に傷害を負ったりするなど、一日にして平穏な日常生活を奪われるといった生命、身体、経済上の直接的な被害を受けています。

これら直接的被害に加えて、被害による精神的ダメージは心に深い傷を負わせる場合があり、被害直後のショックが落ち着いた後からも、精神的・身体的な不調として様々な症状が現れることもあるため、中長期的な専門的支援が必要となる場合があります。

また、犯罪被害者等は、被害直後のパニック状態の中、何をしてよいか判らない状態に陥りやすく、多岐にわたる行政をはじめとした関係機関・団体の相談窓口を知ることができず必要な支援を受けられないなどの不利益を被る場合もあります。

(2) 潜在化しやすい犯罪被害者の場合

犯罪被害者等の支援に当たっては、関係機関・団体が一体となり、犯罪被害者等の立場や多様なニーズを踏まえて適切に対応していくことが必要となりますが、周囲の人間との関係等から、被害者自身が被害について相談できずに躊躇してしまうなど、結果として被害の潜在化に繋がってしまうことも少なくありません。

特に、性犯罪・性暴力被害者は、心身に大きなダメージを受けているにもかかわらず、自己の羞恥心や自責の念から被害を他人に知られることを避けたり、加害者との関係性から、自らの被害を相談することを躊躇してしまう傾向にあります。

また、DV^(*5)やストーカーの被害者も、被害相談・申告等したことが加害者に知られると自身や子供への暴力がますますエスカレートすることをおそれたり、加害者の支配下におかれた影響で、その関係性を壊してしまうことに不安を感じてしまっている等により、相談申告をためらう場合も少なくありません。

児童虐待^(*6)や障害者虐待^(*7)の被害者は、自分に対する加害者からの虐待行為を犯罪被害と認識することが難しい場合もあり、認識できたとしても相談できる人や窓口等が分からなかったり、加害者が家族であることなど、周囲の人間との関係性等が影響するなどして被害を訴えにくい状況にあります。高齢者虐待^(*8)の被害者も同様で、加害者や周囲の人との関係性などが影響するケースが多く見受けられます。

また、人身取引などの外国人被害者は、言語問題のほか、日本の法制度等に関する理解が不十分であることや、在留資格上の問題等が明らかになることをおそれて、被害を訴えにくい場合があります。

(*5) 「DV（ドメスティックバイオレンス）とは、一般的に配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった者からの暴力のことをいいます。暴力には身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力も含まれます。こうしたDVを防止し、DVに係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、被害者の保護を図るため「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が制定されています。

(3) 生活上の問題

犯罪被害を受けると、精神的、身体的ショックから仕事が手に付かなくなったり、治療の通院のため、やむを得ず欠勤が続いてしまうなどにより、職場の同僚との関係が悪化してしまう場合があります。

自宅が犯罪被害の現場となった場合や加害者に居住地を知られている場合は、再被害を受けることに対する恐怖・不安などから、精神的負担を軽減するためにも転居せざるを得ない状況になることがあります。

直接的被害のほか、生計を支える働き手を失うことや、精神的ショックを受けて就業が困難になる場合もあります。

特に被害直後は、警察や病院への交通費、治療のための医療費、亡くなった場合は葬祭費用など臨時的な経費が発生して経済的負担を強いられます。

また、入院・介護等が必要な場合は、将来にわたって負担が継続することになったり、裁判にかかる費用など、予期しない出費が必要となる場合もあります。

(4) 家族関係の変化や周囲の理解不足による傷つき、加害者からの更なる被害

犯罪被害により家族全員が精神的な余裕を失い、本来互いに支え合うべき家族の中でいさかいが生じて家族関係が悪化したり、犯罪被害者等の置かれた現状への理解が十分に浸透していないため、犯罪被害者等に対する友人等からの安易な励ましや慰めで傷つけられたりした結果、犯罪被害者等が社会的に孤立してしまい、さらに困難な状況に追い込まれてしまうことも少なくありません。

また、多くの犯罪被害者等は、加害者からの報復など危害が加えられるのではないかという不安や恐怖に常にさいなまれるほか、時には「加害者からの謝罪が全くない」、「加害者が事実と異なる内容を主張する」など、加害者やその関係者からの不誠実な言動等に苦しめられることもあります。

(*6) 「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童（18歳に満たない者をいう。）を現に監護するものをいう）が、その監護する児童について行う次に掲げる行為をいいます。

- ①外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
- ②わいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること
- ③著しい減食又は長時間の放置その他保護者としての監護を著しく怠ること
- ④著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

(*7) 「障害者虐待」とは、家族などの養護者による虐待、障害者福祉施設従事者等が当該福祉施設等を利用する障害者に対して行う虐待及び職場での使用者による虐待をいいます。虐待の行為は、「身体的虐待」「性的虐待」「放棄・放置(ネグレクト)」「心理的虐待」「経済的虐待」に分類されます。

(*8) 「高齢者虐待」とは、家族などの養護者又は養介護施設従事者等が、当該養護し、又は当該養介護施設等を利用する高齢者（65歳以上の者をいう。）に対して行う虐待行為をいいます。この行為は、「障害者虐待」と同様に分類されます。

(5) 捜査、裁判に伴う負担

犯罪被害者は、捜査や裁判にあたり、犯罪被害者自身が受けた被害について何度も説明せざるを得ないため、そのたびに事件のことを思い出し、二次的被害を受ける場合があります。

また、捜査の過程では、当事者である犯罪被害者等が捜査から置き去りにされているという感覚を抱くこともあります。

さらに、警察における捜査や裁判における傍聴、証言、陳述のために、時間的・身体的な負担を強いられるほか、刑事裁判では、慣れない法廷の場に身を置いたり、時には加害者の弁護士から「被害者に問題がある」という主張がされるなど精神的負担を強いられる場合もあります。

損害賠償請求に係る民事裁判においては、訴訟費用や多くの時間等が必要とされるほか、弁護士に依頼をしない場合には、犯罪被害者等が加害者と法廷において直接向かい合う可能性もあり、訴訟に関する知識不足、一人では証拠が十分に得られないなど、多くの困難に直面することもあります。

第3章 犯罪被害者等の現状と課題を踏まえ、今後推進していく重点的取組

本計画では、犯罪被害者等の支援に関して、国の策定した計画等を踏まえ、県の実状に応じた以下5つの取組について、重点的に推進していくこととします。

1 損害回復・経済的支援等への取組

犯罪被害者等は、犯罪等により生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった損害に加え、高額な医療費の負担や収入の減少などにより、経済的に困窮することが少なくありません。また、自宅が事件現場になったり、加害者から逃れるため等の理由により、住居を移転する必要が生じたり、犯罪等による被害や刑事手続等による負担についての理解不足等から、雇用関係の維持に困難を来すことも少なくありません。

県としては、このような犯罪被害者等が直面している経済的困難を打開するため、犯罪被害者等が必要としている支援に関する的確な情報を提供したり、居住や雇用を安定させるための制度の強化を図っていきます。

2 精神的・身体的被害回復・防止への取組

多くの犯罪被害者等は、犯罪そのものによる直接的な被害のみならず、精神的にも大きなダメージを受けるなど、様々な困難に直面しています。

さらに、再被害を受けることに対する恐怖・不安を抱いたり、捜査・公判、医療や福祉の相談等の過程で配慮に欠けた対応をされるなどして、二次的被害を受けることもあります。

また、身体に被害を受けた犯罪被害者等は、長期にわたる治療のほか重篤な後遺症により看護が必要になる場合もあります。

県としては、犯罪被害者等が受けた精神的被害を回復・軽減し、又は防止するため、関係機関・団体と連携・協力しながら、早期の段階から精神科医や臨床心理士等によるカウンセリングが受けられる体制の充実を図るとともに、犯罪被害者等に対する保健医療サービスや福祉サービスの提供等の充実を図っていきます。

3 刑事手続への関与拡充への取組

犯罪被害者等にとって、事件の解決は、その回復にとって不可欠であり、また、解決に至る過程に関与することは、その精神的被害の回復に効果がある面もあります。さらに、今日、刑事訴訟における被害者参加制度や少年審判における傍聴制度等が導入されるなど、「事件の当事者」である犯罪被害者等が、刑事手続や少年保護事件に関する手続へ参加できる機会が広がってきています。

県としては、このような状況を踏まえ、犯罪被害者等の切実な思いに十分留意し、機会を逸することなく、各種刑事手続等に関する情報の提供等に努めます。

4 支援等のための体制整備への取組

犯罪被害者等が、再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等が望む場所で、必要な時にいつでも、情報の入手や相談ができ、専門的知識と技能に裏付けられた支援を受けられることが必要です。

県としては、多様化する犯罪被害者等のニーズや事件経過に伴い変化してくる支援の内容、様々な犯罪被害者等が直面する各般の問題について、市町や関係機関・団体と連携・協力して、犯罪被害者等のニーズに対する窓口機能の充実やインターネットを通じた情報提供等、必要な支援を途切れることなく継続して受けられるための体制の構築に努めます。

5 県民の理解と協力を得るための取組

犯罪被害者等施策が推進されても、県民の理解と協力がなければ、その効果は十分とはいええず、また、犯罪被害者等は、地域社会において、配慮・尊重され、支えられてこそ、平穏な生活を回復できるものであり、施策の推進と県民の理解・協力は両輪といえます。

県としては、教育活動や広報・啓発など、あらゆる機会を通じて、県民の理解と協力を得るための活動に努めるとともに、関係機関、民間支援団体等が開催している啓発事業に協力し、県全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成に努めます。

第4章 具体的施策の取組等

第3章で示した5つの重点的取組に関し、県では本計画において設定した具体的施策を以下の体系図のとおり取り組んでいきます。

1 損害回復・経済的支援等への取組

(1) 損害賠償の請求についての支援等
(基本法第12条関係)

ア 損害賠償請求制度等に関する情報提供の充実
イ 暴力団犯罪による被害の回復の支援

(2) 給付金の支給に係る制度の運用等
(基本法第13条関係)

ア 犯罪被害給付制度に関する取組
イ その他の経済的支援に関する取組

(3) 居住の安定
(基本法第16条関係)

ア 被害直後及び中長期的な居住場所の確保
イ 被害女性や被害児童に対する一時保護等
ウ 一時保護から自立した生活に向けた支援

(4) 雇用の安定
(基本法第17条関係)

ア 就労支援に関する取組
イ 労働問題に関する取組
ウ 休暇制度等の被害回復のための取組

2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

(1) 保健医療サービスや福祉サービスの提供等
(基本法第14条関係)

ア 精神的被害の回復に関する取組
イ 女性被害者・少年被害者等に関する取組
ウ 医療サービスに関する取組
エ 障害者の福祉に関する取組
オ 高齢者の福祉に関する取組

(2) 安全の確保
(基本法第15条関係)

ア 加害者に関する情報の提供
イ 犯罪被害者等に関する情報の保護
ウ 一時保護所及び一時避難場所等の充実に関する取組
エ 再被害防止に向けた対策
オ 再被害防止に向けた連携の取組
カ 児童虐待、DV等防止のための体制整備に関する取組
キ 児童虐待の防止に資する教育に関する取組

(3) 保護、捜査、公判等の過程における配慮等
(基本法第19条関係)

ア 犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修
イ 警察における犯罪被害者等のための施設・装備の充実
ウ 民間支援団体が行う公判等への付添等に関する紹介

3 刑事手続への関与拡充への取組

(1) 刑事手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等
(基本法第 18 条関係)

ア 刑事手続に関する情報提供の充実
イ 検視、司法解剖に関する適切な説明及び配慮
ウ 犯罪被害者等に対する捜査情報の提供
エ 交通事故捜査の体制強化等

4 支援等のための体制整備への取組

(1) 相談及び情報の提供等の総合的支援
(基本法第 11 条関係)

ア 関係機関・団体の連携強化に関する取組
イ 情報提供の充実に向けた取組
ウ 相談窓口の充実に関する取組
エ その他支援のための体制整備への取組

(2) 犯罪被害者等支援に係る人材の養成及び資質の向上等
(基本法第 21 条関係)

ア 犯罪被害者等支援に係る人材の養成及び資質の向上に向けた取組

(3) 民間の団体に対する援助
(基本法第 22 条関係)

ア 民間の団体に対する財政的支援及び支援可能な施策への協力
イ 民間の団体で支援を行う者に対する支援
ウ 民間の団体等の周知及び広報等
エ 全国被害者支援ネットワークに対する協力
オ 警察における民間団体との連携・協力の強化
カ 民間非営利団体の活動基盤づくりへの支援

5 県民の理解と協力を得るための取組

(1) 県民の理解と協力の確保
(基本法第 20 条関係)

ア 教育活動を通じた理解の促進
イ 広報・啓発

1 損害回復・経済的支援等への取組

<項目>

- (1) 損害賠償の請求についての支援等（基本法第12条関係）・・・P12
- (2) 給付金の支給に係る制度の運用等（基本法第13条関係）・・・P12
- (3) 居住の安定（基本法第16条関係）・・・P14
- (4) 雇用の安定（基本法第17条関係）・・・P15

(1) 損害賠償の請求についての支援等（基本法第12条関係）

ア 損害賠償請求制度^(*9)等に関する情報提供の充実（1）

- ・ 警察において作成した「被害者の手引^(*10)」及び警察庁発行の広報用パンフレット「警察による犯罪被害者支援」などにより、損害賠償請求制度の概要について紹介しており、今後も広報や情報提供に努めます。【警察本部】

イ 暴力団犯罪による被害の回復の支援（2）

- ・ 暴力団等の不当な行為により被害を受け、又は受けるおそれがある方に対し、警察、弁護士会民事介入暴力対策委員会及び公益財団法人栃木県暴力追放県民センターが連携し、被害回復を支援します。【警察本部】

(2) 給付金の支給に係る制度の運用等（基本法第13条関係）

ア 犯罪被害給付制度^(*11)に関する取組

(ア) 現行の犯罪被害給付制度の運用改善（3）

- ・ パンフレットなどを活用して犯罪被害給付制度（以下「犯給制度」という。）の周知徹底を図るとともに、犯給制度の対象となり得る犯罪被害者や遺族に対しては、犯給制度に関して十分な教示を行います。

また、事務担当者を対象とした会議を開催するなどして、迅速な裁定に向け運用面の改善を指導します。

今後も犯給制度の周知徹底、運用面の改善を図ります。【警察本部】

^(*9) 「損害賠償請求制度」とは、不法行為による損害賠償請求制度であり、民事訴訟法等に基づく民事手続に従って行われるものであり、刑事手続とは別のものです。その他、犯罪被害者等による損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度（損害賠償命令制度）などがあります。

^(*10) 「被害者の手引」とは、殺人や傷害、強姦など身体犯の事件や交通事故に遭われた犯罪被害者等が必要とする情報を、包括的にわかりやすく解説した小冊子です。

^(*11) 「犯罪被害給付制度」には、故意の犯罪行為により、亡くなられた被害者の第一順位の遺族に支給される遺族給付金、重傷病を負った被害者本人に負傷又は疾病にかかった日から1年間における保険診療による自己負担相当額等が支給される重傷病給付金、障害（障害等級：第1級～第14級）が残った被害者本人に支給される障害給付金があります。

※ 「重傷病」とは、療養の期間が1ヶ月以上で、かつ、入院3日以上を要する負傷又は疾病をいいます。

ただし、PTSD等の精神疾患の場合は、療養の期間が1ヶ月以上で、かつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度の状態を重傷病としています。

(イ) 生活保護制度における犯罪被害者等給付金の収入認定除外（４）

- ・ 生活保護受給者が犯罪被害者等給付金を受給した場合、自立更生のために当てられる額については、収入認定しないこととしているほか、国と協議の上、裁判やカウンセリングに係る費用などは、収入認定から除外します。【保健福祉課】

イ その他の経済的支援に関する取組

(ア) 性犯罪被害者の医療費の負担軽減（５）

- ・ 性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費の公費負担を平成 18 年 4 月 1 日から（人工妊娠中絶経費負担は平成 20 年 7 月から）実施しており、今後も適切な運用に努めます。【警察本部】

(イ) 司法解剖後の遺体搬送費等に対する措置（６）

- ・ 司法解剖後の遺体を遺族宅等まで搬送する費用や解剖による切開痕などを目立たないよう修復するための費用の公費負担を平成 17 年 4 月 1 日から（司法解剖後の遺体修復費は平成 19 年度から）実施しており、今後も適切な運用に努めます。

【警察本部】

(ウ) 事情聴取にかかる旅費の支給（７）

- ・ 警察から事情聴取等の要請を受けた際、被害者の基準に従い犯罪被害者等に対して旅費を支給しており、適切な運用に努めます。【警察本部】

(エ) 性犯罪・性暴力被害者のカウンセリング費用の公費負担（８）

- ・ 性犯罪・性暴力被害に起因する心身のダメージを回復するためのカウンセリングに要する費用の公費負担を実施しており、今後も適切な運用に努めます。

【くらし安全安心課】

(オ) カウンセリング等心理療法の費用の公費負担（９）

- ・ 犯罪被害に起因する不安や悩み事等を抱える犯罪被害者等に対して、警察部内有資格者によるカウンセリング（無料）のほか、部外有資格者のカウンセリングに要する費用の公費負担を実施しており、今後も適切な運用に努めます。【警察本部】

(3) 居住の安定（基本法第16条関係）

ア 被害直後及び中長期的な居住場所の確保

(ア) 公営住宅への優先入居等（10）

- ・ 「栃木県県営住宅優先入居要領」で規定している「対象者」に犯罪被害者、DV被害者を盛り込み、犯罪被害者等が優先的に入居できるようにしています（優先枠の設定や抽選による優遇措置）。今後も引き続き、犯罪被害者等の入居に配慮します。

【住宅課】

(イ) 公営住宅への優先入居等に関する情報提供の充実（11）

- ・ 犯罪被害者等に対して、公営住宅への優先入居に関する取組や公営住宅への優先入居に関する情報提供の充実に努めます。【住宅課】

(ウ) 市町の公営住宅に対する優先入所等の働きかけ（12）

- ・ 市町行政と協力しながら、各市町が管理運営している公営住宅について、犯罪被害者等が優先入居できる取組を推進するよう働きかけていきます。

【くらし安全安心課】

(エ) 一時避難場所確保経費の支出等に対する措置（13）

- ・ 自宅が犯罪行為の現場となり、破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などに、一時的に避難する場所を確保するための経費を公費負担する制度を平成20年7月1日から実施しており、今後も適切な運用に努めます。

【警察本部】

イ 被害女性や被害児童に対する一時保護等

(ア) 婦人相談所及び児童相談所等における安全の確保（14）

- ・ 犯罪被害に遭い、保護が必要な女性を、同伴する家族等の状況に応じ、婦人相談所で一時保護又は母子生活支援施設や民間シェルターに一時保護を委託するなど、適切な支援に努めます。【人権・青少年男女参画課】

- ・ 児童虐待等により、緊急に保護が必要になった児童を児童相談所等で一時保護するなど、適切な支援を行います。【こども政策課】

(イ) 一時保護した被害女性に対する支援（15）

- ・ 婦人相談所において、一時保護した被害女性の心身の回復に向けた支援を行います。また、関係機関・民間団体等と連携を図りながら、退所と自立した生活に向けた支援を行います。【人権・青少年男女参画課】

(ウ) 虐待を受けた被害児童に対する養育支援 (16)

- ・ 児童虐待等により、養育支援が必要な児童に対しては児童養護施設への入所等、適切な支援を行います。【こども政策課】

ウ 一時保護から自立した生活に向けた支援 (17)

- ・ 一時保護した被害女性の自立が難しい場合は、必要に応じて婦人保護施設や母子生活支援施設で支援を行うなど、一人ひとりの状況に合った適切な支援に努めます。

【人権・青少年男女参画課】 【こども政策課】

(4) 雇用の安定 (基本法第 17 条関係)

ア 就労支援に関する取組

(ア) 求職者に対する就職支援 (18)

- ・ 公共職業安定所など関係機関との連携を強化し、求職者の就職を支援します。

【労働政策課】

(イ) 障害者等への職業訓練等の実施 (19)

- ・ 障害等を負わされた方等を対象に職業訓練等を実施し、職業的自立を支援します。

【労働政策課】

(ウ) DV被害者への就業や生活に関する支援 (20)

- ・ 婦人相談所に入所するDV被害者に対し、就業や生活支援を行う機関に関する情報提供を行うなど支援に努めます。【人権・青少年男女参画課】

イ 労働問題に関する取組

(ア) 個別労働紛争解決制度の活用等 (21)

- ・ 労働者個人と使用者間の労働問題に関する紛争に対し、栃木県労働委員会において行うあっせんの適切な運用に努めます。【労働委員会】

(イ) 労使関係者を対象とした労働問題全般にわたる相談の実施 (22)

- ・ 労使関係者を対象として、労働条件や労働福祉など労働問題全般にわたる幅広い相談に応じるとともに、適切な助言を行います。【労働政策課】

ウ 休暇制度等の被害回復のための取組

(ア) 犯罪被害者等のための休暇制度の情報提供 (23)

- ・ 犯罪被害者等のための休暇制度について、あらゆる機会を通じて広く県民に周知していきます。【労働政策課】

2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

<項目>

- (1) 保健医療サービスや福祉サービスの提供等（基本法第 14 条関係）・・・P16
- (2) 安全の確保（基本法第 15 条関係）・・・P20
- (3) 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第 19 条関係）・・・P24

(1) 保健医療サービスや福祉サービスの提供等（基本法第 14 条関係）

ア 精神的被害の回復に関する取組

(ア) 精神科医、臨床心理士等による犯罪被害者等に対するカウンセリング等の実施（24）

- ・ 必要と認められる犯罪被害者等に対して、民間支援団体を始めとした関係機関・団体が行うカウンセリング等に関する取組を紹介します。【くらし安全安心課】
- ・ 精神保健福祉センター、健康福祉センターにおいて、犯罪被害者等支援に配慮した精神保健福祉相談を実施します。【障害福祉課】
- ・ 平成 24 年 4 月から配置した臨床心理士の資格を有する職員のほか、部外カウンセラー等により必要と認められる犯罪被害者等へのカウンセリングを実施するとともに、民間支援団体が行うカウンセリング等に関する取組を紹介します。【警察本部】

(イ) 性犯罪・性暴力被害者への付添い支援の実施（25）

- ・ 性犯罪・性暴力被害者が関係機関やカウンセリング等に行く際に、必要に応じて付添い支援を実施しており、今後も適切な運用に努めます。【くらし安全安心課】

(ウ) 心の悩みに関する電話相談支援（26）

- ・ 「こころのダイヤル^(*12)」では、専門の相談員などが心の悩みに関して幅広く相談に応じており、今後も被害者等を含めた心の悩みに適切に対応します。

また、民間団体が運営する「栃木いのちの電話^(*13)」では、自殺など様々な精神的危機に追い込まれた人たちが、再び生きる喜びを見出せることを願い、一定の研修を受けた相談員が年中無休で相談に応じます。【障害福祉課】

(*12) 「こころのダイヤル」電話番号 028(673)8341

- ・ 専門相談員による相談～相談時間：月曜～金曜日（祝日、年末年始を除く）9:00～17:00
- ・ 精神科医による相談～相談時間：第 2・4 水曜日 9:30～11:30

(*13) 「栃木いのちの電話」電話番号 028(643)7830 相談時間：年中無休 24 時間

- 「足利いのちの電話」電話番号 0284(44)0783 相談時間：年中無休 15:00～21:00

イ 女性被害者・少年被害者等に関する取組

(ア) 問題を抱えた被害児童等に関する支援 (27)

- ・ 問題を抱えた児童や家族に対し、関係機関等との連携により各種子育て支援を行います。【こども政策課】

(イ) 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等 (28)

- ・ 児童虐待緊急ダイヤル等^(*14)による 24 時間の相談体制を確保しており、今後も適切な対応に努めます。【こども政策課】

(ウ) DV被害及び児童虐待に関する医療機関との連携・協力 (29)

- ・ DV被害者及び児童虐待の早期発見のため、医療関係者に向けたリーフレットを作成・配布するなど連携に努めます。【人権・青少年男女参画課】【こども政策課】

(エ) 少年被害者の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実 (30)

- ・ 市町が設置している要保護児童対策地域協議会に対し、助言・指導等を行い、学校を含めた関係機関との連携体制の充実強化を図ります。

【こども政策課】

- ・ 平成 17 年度から各児童相談所に教員を配置しており、今後も学校と児童相談所との連携の充実を図ります。【教育委員会】

(オ) 児童養護施設等における少年被害者に対する心理的ケア等の支援 (31)

- ・ 虐待等を受けた児童に対する心理的なケアを行うため、児童養護施設では心理療法担当職員を配置するほか、個別対応職員を常勤配置するなど、適切な援助体制を確保します。また、児童相談所においては、スーパーバイザー（教育・訓練・指導担当の児童福祉司、児童心理司）、保健師、教員の資格のある児童福祉司、相談員、精神科を専門とする医師、児童心理司などの専門職員を配置し、様々な問題を持つ児童に心理的なケアを行います。【こども政策課】

(*14) 「児童相談所全国共通ダイヤル 189」や「児童虐待緊急ダイヤル 028(665)3677」により夜間、休日の相談・通告に対応しています。

(カ) 警察における少年被害者に対するカウンセリングの実施及び継続的な支援 (32)

- ・ 平成 16 年策定の「少年非行防止・保護総合対策推進要綱」に基づき、少年の再被害防止等を被害少年^(*15) カウンセリングアドバイザー、少年補導職員が中心となり積極的に推進します。【警察本部】

(キ) 学校における少年被害者に対するカウンセリングの充実 (33)

- ・ スクールカウンセラー活用事業として、平成 27 年度は、小学校 262 校、中学校 148 校、高校 14 校にスクールカウンセラーを配置しています。
また、「学校生活適応支援員派遣事業」として、小学校に生徒指導推進協力員や学校相談員を配置 (H27 : 18 校) しており、今後も少年被害者を含む児童生徒の心のケアに配慮します。【教育委員会】

(ク) スクールカウンセラー等に対する研修等の充実 (34)

- ・ 特別な配慮を要する児童生徒 (犯罪被害者等も含む) の相談等に的確に対応できるよう、学校教育相談研修等を実施し教職員の資質の向上を図っているほか、必要に応じて各学校にスーパーバイザー (スクールカウンセラーの指導や緊急対応の際に、県から派遣される臨床心理士等) を派遣しており、今後も校内の教育相談の充実を図る体制を整えます。【教育委員会】

(ケ) 教員に対する教育相談及びカウンセリングに関する研修等の充実 (35)

- ・ 教育相談に関する研修を通して、教員がカウンセリングマインドを身に付けて温かい信頼に満ちた人間関係を築き、犯罪被害者等である児童生徒に適切に対応できるよう、資質の向上を図ります。【教育委員会】

(コ) 里親^(*16)制度の充実 (36)

- ・ 里親総合支援事業として、里親フォローアップ事業や里親委託促進事業を実施し、里親の支援や里親等の委託を推進します。【こども政策課】

(*15) 「被害少年」とは、犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた少年 (20 歳未満) をいいます (少年警察活動規則 (平成 14 年国家公安委員会規則第 20 号) 第 2 条第 7 号)。

(*16) 「里親」とは、保護者のいない児童、あるいは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童を養育することを希望する者であって、都道府県知事が適当と認める者であり、そのような児童を一時的に、あるいは継続的に自身の家庭に預かり養育します。「専門里親」は、虐待された児童等、一定の専門的ケアを必要とする児童を養育する里親をいいます。

ウ 医療サービスに関する取組

(ア) 地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供 (37)

- ・ 迅速かつ適切な救急医療が提供されるよう、初期・二次・三次の救急医療体制の整備を進めるとともに、関係機関と連携し、メディカルコントロール体制の充実を図ります。【医療政策課】

(イ) PTSD治療の可能な医療機関についての情報提供 (38)

- ・ 栃木県保健医療計画（6期計画）の良質で効率的な医療の確保に関し、医療を受ける方が、自分の症状やニーズに合った医療機関・薬局を容易に選択できるよう、県内の医療機関・薬局に関する情報を集約することで、心的外傷後ストレス障害に対応した医療機関に関する情報などを、「とちぎ医療情報ネット」として県のホームページで提供します。【医療政策課】

(ウ) 性犯罪被害者がHIV検査等を受診する際の対応 (39)

- ・ 行政が行っているHIV等の検査は匿名で実施できますが、検査を受けるに当たりほかの被検査者と顔を合わせることがないように、性犯罪被害者等が検査を受ける際には、検査時間の予約をするなど警察等関係機関と連携した対応を図っていきます。【健康増進課】

エ 障害者の福祉に関する取組

(ア) 高次脳機能障害者^(*17)への支援体制の整備 (40)

- ・ 高次脳機能障害支援拠点機関における専門的な相談支援の充実を図るとともに、地域支援ネットワークの構築及び高次脳機能障害の支援手法等に関する研修等を行うなど、高次脳機能障害者に対して適切な支援を行います。【障害福祉課】

(イ) 障害者に対する相談支援、経済的支援及び福祉サービスの充実 (41)

- ・ 障害者手当の給付等生活安定のための支援を行います。また、相談体制、在宅福祉サービス体制の充実に努めるとともに、障害者の社会参加を推進します。【障害福祉課】

(ウ) 聴覚及び言語障害者の安全確保 (42)

- ・ 事件事故に関して、ファックスやメールでも110番を受理できる体制を整備しており、引き続きサポートします。【警察本部】

(*17) 「高次脳機能障害者」とは、交通事故による頭部のケガや脳卒中などの後遺症として、記憶や注意、判断、認知等の機能に障害がおき、これにより日常生活（就労等）に支障を来す障害者のことをいいます。

(エ) 障害者虐待防止に関する取組 (43)

- ・ 障害者虐待の通報義務等の広報・啓発を行うとともに、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を図るため、県障害者権利擁護センターや市町障害者虐待防止センターを中心に適切な対応に努めます。【障害福祉課】

オ 高齢者の福祉に関する取組

(ア) 高齢者虐待防止に関する取組 (44)

- ・ 高齢者虐待の未然防止や早期発見・早期対応を促進するため、高齢者虐待防止啓発リーフレットの配布等により、幅広い啓発活動を実施します。
また、県広域健康福祉センターごとに高齢者虐待防止に関する連絡会議を開催し、市町の高齢者虐待防止ネットワークの構築を支援します。【高齢対策課】

(イ) 高齢者福祉に関わる担当者等に対する研修 (45)

- ・ 高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うため、引き続き、市町及び地域包括支援センターの担当者を対象とした虐待対応力の向上を図るための研修を実施します。【高齢対策課】

(2) 安全の確保（基本法第15条関係）

ア 加害者に関する情報の提供

(ア) 加害者からの再被害防止を徹底するための刑事施設等との連携 (46)

- ・ 刑事施設等から加害者に関する必要な情報提供を受けて犯罪被害者等に提供し、犯罪被害者等の安全確保に必要な措置を行います。【警察本部】

イ 犯罪被害者等に関する情報の保護

(ア) 犯罪被害者等のプライバシー保護に配慮した対応 (47)

- ・ マスコミ発表に際しては、犯罪被害者等のプライバシーの保護と発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮します。【警察本部】

ウ 一時保護所及び一時避難場所等の充実に係る取組

(ア) 被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設 (48)

- ・ 国の通知に基づき、緊急かつ一時的に住宅を確保する必要がある犯罪被害者、DV被害者については、短期間に限り県営住宅が使用できるよう配慮します。【住宅課】

(イ) 犯罪被害者等に対する一時避難場所の確保 (49)

- ・ ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の被害者等の一時避難に要する経費を公費で負担する施策を行っており、適切な運用に努めます。【警察本部】

エ 再被害防止に向けた対策

(ア) 警察における再被害防止措置の推進 (50)

- ・ 犯罪被害者等が再度同じ加害者から危害を加えられるおそれがある場合は「再被害防止対象者」として指定し、重点的な防犯指導、警戒措置を行います。【警察本部】

(イ) 警察における保護対策の推進 (51)

- ・ 暴力団などから報復などを受けるおそれがある場合には、「保護対象者」に指定し、危害の未然防止に必要な措置を行います。【警察本部】

(ウ) 子ども (13 歳未満) を対象とする暴力的性犯罪の再犯防止対策の推進 (52)

- ・ 平成 17 年から法務省と 13 歳未満の子どもを対象とする暴力的性犯罪の出所者情報を共有し、再犯防止措置対象者の出所後の所在確認を実施し、再犯防止に向けた措置を推進中であり、適切な運用に努めます。【警察本部】

(エ) 再被害の防止に資するよう、加害少年の立ち直りを図る取組 (53)

- ・ 非行防止等を含め問題行動がみられる児童生徒に対して、各学校において的確な指導が行われるよう、「いじめ・不登校等対策チーム」による学校支援の充実を図っており、今後も再被害の防止に資するよう加害少年の立ち直りを図ります。

【教育委員会】

(オ) 少年が相談しやすい環境の整備 (54)

- ・ ヤングテレホンコーナーを設置し、被害少年や保護者からの相談を受け付けています。また、少年サポートセンターを設置し被害少年等への継続的な支援、出張相談室 (あしたルーム) の開設を行い、再被害の防止に努めます。【警察本部】

オ 再被害防止に向けた連携の取組

(ア) DV被害者、人身取引の被害者、虐待児童の保護に関する関係機関の連携充実 (55)

- ・ DV被害者の支援を行う関係機関・民間団体等との連携を一層密にして適切な対応に努めます。

また、婦人相談所において人身取引被害者の保護が必要な場合、関係機関と連携して早急に保護を実施すると共に、IOM^(*18)・大使館等と協力し、被害者の心身の状態の回復と帰国に向けた支援を行います。【人権・青少年男女参画課】

- ・ 警察本部長と保健福祉部長とで「児童虐待問題に係る児童相談所と警察の連携に関する協定」を締結しており、児童虐待問題に関する連絡体制の充実を図ります。

【こども政策課】

- ・ DV、児童虐待、人身取引、少年非行等に関わる関係機関、団体との連携を一層密にして再被害の防止に向けた取組を推進します。【警察本部】

(イ) 児童虐待の早期発見に資するための児童相談所や市町等の関係機関の連携による取組 (56)

- ・ 市町が関係機関の連携体制を充実強化するため設置している要保護児童対策地域協議会に対し、助言・指導を行うなど、今後とも、児童虐待の早期発見、早期対応に努めます。【こども政策課】

カ 児童虐待、DV等防止のための体制整備に関する取組

(ア) 警察職員に対する児童虐待の早期発見、被害児童の保護要領等に関する知識・技能の向上 (57)

- ・ 児童虐待の防止等に関する法律に基づき児童虐待の早期発見、被害児童の保護要領等について、関係職員に対する指導・研修を徹底し、職員の児童虐待に関する知識・技能の向上に努めます。【警察本部】

(イ) 学校教育関係者による児童虐待事案の早期発見、早期対応に向けた取組 (58)

- ・ 文部科学省の通知を受け、市町教育委員会等に通告義務の周知を図っています。
(平成22年3月24日付「児童虐待防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について」(文部科学省通知)) 今後も児童虐待の早期発見・早期対応のための体制整備に努めます。【教育委員会】

(*18) 「IOM」とは、International Organization for Migration (国際移住機関) の略称です。

(ウ) DV被害者の早期発見のための各関係機関における取組の促進 (59)

- ・ DV被害者の早期発見のために、県内各関係機関・団体が連携し、適切な対応に努めます。【関係各課】

(エ) DV被害者等の安全確保の充実 (60)

- ・ 配偶者等からの暴力事案等に一元的に対応するための体制を確立し、迅速かつ的確な対応を行っているほか、事案の危険性を判定するチェック票を導入するなど、被害者の安全の確保を最優先とした対応を行います。【警察本部】
- ・ 婦人相談所においては、監視カメラ等の警備システムを導入しており、また、一時保護者が外出する際には職員が同行するなど、安全確保に配慮します。
【人権・青少年男女参画課】
- ・ 被虐待児のケアとして、児童相談所において、配偶者等間の暴力場面を目撃した児童の相談に応じるとともに、適切な助言を行います。【こども政策課】

(オ) 児童虐待などの問題を抱える児童生徒への支援に関する先進的事例の収集分析 (61)

- ・ 児童虐待などの問題を抱える児童生徒への支援に効果的な取組について、子どもの状況の把握の在り方、関係機関とのネットワークを活用した早期からの支援の在り方など、先進的事例の収集分析を実施します。【教育委員会】

(カ) 児童虐待防止のために行う児童の死亡事例等の検証 (62)

- ・ 各種対策を講じたにもかかわらず、虐待による死亡事例、重症事例が生じた場合には、その事例の背景や地域特性を踏まえた上で検証作業を行い、その結果に基づき適正な措置を講じることにより、死亡事例、重症事例の再発防止に努めます。
【こども政策課】

キ 児童虐待の防止に資する教育に関する取組

(ア) 保護者に対する、児童虐待の防止に資するための学習支援の充実 (63)

- ・ 市町や団体が開設する子育て講座や父親の家庭教育参加を考える集い等を通して、児童虐待防止にも資するよう、保護者等の学習支援の充実を図っており、今後も保護者等に対する学習支援の充実を図ります。【教育委員会】

(3) 保護、捜査、公判等の過程における配慮等（基本法第19条関係）

ア 犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修

(ア) 警察職員が適切な対応を確実にするための教育・研修の実施（64）

- ・ 警察職員として採用時の基礎研修、昇任時研修、支援担当官等を対象とした専門的研修や犯罪被害者等の心情を理解するための教育など、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修を適宜実施しており、今後も継続して教育・研修の実施に努めます。【警察本部】

(イ) DV被害者支援に携わる職員への研修の実施（65）

- ・ 警察において、配偶者等からの暴力事案に的確に対処することができるよう、その担当者に対して必要な研修を適宜実施します。【警察本部】

(ウ) 女性警察官等の効果的な活用と教養の実施（66）

- ・ 性犯罪捜査指導係の専従係員として女性警察官を配置し、第一次的に性犯罪捜査に従事する女性警察官等に対する各種教養を強化し、的確な対応に努めます。【警察本部】

(エ) 二次的被害防止のための相談員等に対する研修の実施（67）

- ・ 二次的被害防止の観点から、相談員等が性犯罪を含む女性に対する暴力の被害者の置かれた立場を理解し、適切な対応をすることができるよう、研修を実施します。【人権・青少年男女参画課】

イ 警察における犯罪被害者等のための施設・装備の充実（68）

- ・ 犯罪被害者等が安心して事情聴取に応じられるようにするため、被害者相談室を全警察署に整備しているほか、犯罪被害者等のプライバシー保護などに配慮しながら必要な事情聴取や実況見分などを行えるよう、被害者支援車両9台を配備しており、今後も犯罪被害者等に配慮した施設・装備の改善に努めます。【警察本部】

ウ 民間支援団体が行う公判等への付添い等に関する紹介（69）

- ・ （公社）被害者支援センターとちぎ^(*19)が行っている裁判所付添、検察庁付添、警察付添などを紹介し、犯罪被害者等が公判へ赴く際などの精神的負担を軽減するよう努めます。【くらし安全安心課】【警察本部】

(*19) 「公益社団法人 被害者支援センターとちぎ」とは、犯罪等の被害者及びその家族・遺族に対して、精神的ケアを行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図ることにより、被害の回復や軽減に資することを目的とした団体です。

（公社）被害者支援センターとちぎ電話・FAX 番号 028(623)6600

3 刑事手続への関与拡充への取組

(1) 刑事手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等

(基本法第 18 条関係) P25

(1) 刑事手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等 (基本法第 18 条関係)

ア 刑事手続に関する情報提供の充実

(ア) パンフレットの使用による刑事手続等の早期情報提供 (70)

- ・ 警察庁が作成した「警察による犯罪被害者支援」のほか、警察において作成した「被害者の手引」を活用し、刑事手続に関する情報提供の充実を図っており、今後も犯罪被害者等への早期情報提供に努めます。【警察本部】

(イ) 外国人犯罪被害者に対する刑事手続に関する情報提供の充実 (71)

- ・ 外国語版の「被害者の手引」を作成・配布しており、今後も外国人犯罪被害者に対する刑事手続に関する情報提供の充実に努めます。【警察本部】

イ 検視、司法解剖に関する適切な説明及び配慮 (72)

- ・ 検視や司法解剖の必要性等を解説したリーフレットを作成し、遺族等に交付して適切な説明に努めます。【警察本部】

ウ 犯罪被害者等に対する捜査情報の提供

(ア) 捜査に関する適切な情報提供等 (73)

- ・ 各種研修等の機会をとらえ、被害者連絡制度^(*20)の重要性を周知徹底し、同制度の確実な実施に努めます。

また、交通事故関係では死亡事故、ひき逃げ事故、加療3か月以上の重傷事故、危険運転致死傷罪、その他連絡が必要と認められる事故について被害者連絡を実施しており、交通指導課内に被害者連絡調整官、被害者連絡調整官補佐を配置し、効果的な被害者支援に努めます。

今後も、犯罪被害者等に対する適切な情報提供に努めます。【警察本部】

エ 交通事故捜査の体制強化等 (74)

- ・ 平成 20 年度から交通事故事件捜査統括官ならびに交通事故鑑識官を配置して交通捜査体制の強化に努めており、今後も適切な交通事故捜査を推進します。【警察本部】

(*20) 「被害者連絡制度」とは、刑事手続、犯罪被害者等のための制度、被疑者検挙までの捜査状況及び被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が犯罪被害者等に連絡をする制度です。

4 支援等のための体制整備への取組

<項目>

- (1) 相談及び情報の提供等の総合的支援（基本法第 11 条関係）・・・・・・・・・・P26
- (2) 犯罪被害者等支援に係る人材養成及び資質の向上等
（基本法第 21 条関係）・・・・・・・・・・P32
- (3) 民間の団体に対する援助（基本法第 22 条関係）・・・・・・・・・・P34

(1) 相談及び情報の提供等の総合的支援（基本法第 11 条関係）

ア 関係機関・団体との連携強化に関する取組

(ア) 関係機関・団体等との連携協力の充実・強化及び情報提供の充実（75）

- ・ 市町や関係機関・団体の担当者を対象とした研修会等を開催して窓口担当者等のスキルアップを図るとともに、各関係機関・団体の連携を強化し、途切れのない継続した支援体制の充実を図ります。【くらし安全安心課】
- ・ 民間支援団体に対し、研修内容に関する助言や講師派遣を行っているほか、被害者支援連絡協議会等で情報交換するなどして犯罪被害者等に対する支援全般を管理する支援員の育成を支援しており、今後も継続支援に努めます。【警察本部】

(イ) 関係機関・団体との連携強化による地域での支援体制の構築（76）

- ・ 関係機関・民間団体等との連携強化や相談員等の資質向上を図ることで、一時保護所におけるDV被害者への支援体制の充実にも努めるとともに、一時保護解除後においても継続した支援を行えるよう地域での支援体制の構築を図ります。
【人権・青少年男女参画課】

(ウ) 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークの連携体制の充実（77）

- ・ 栃木県被害者支援連絡協議会を設置し、関係機関・団体などの相互の連携を図っているほか、個々の事案において、犯罪被害者等の具体的なニーズを把握し、よりきめ細かな総合的支援を行うために警察署ごとに被害者支援連絡協議会を設置しており、さらにネットワークを強化し犯罪被害者等支援の充実を図ります。【警察本部】

(エ) 犯罪被害発生直後からの総合的・横断的な支援活動の展開（78）

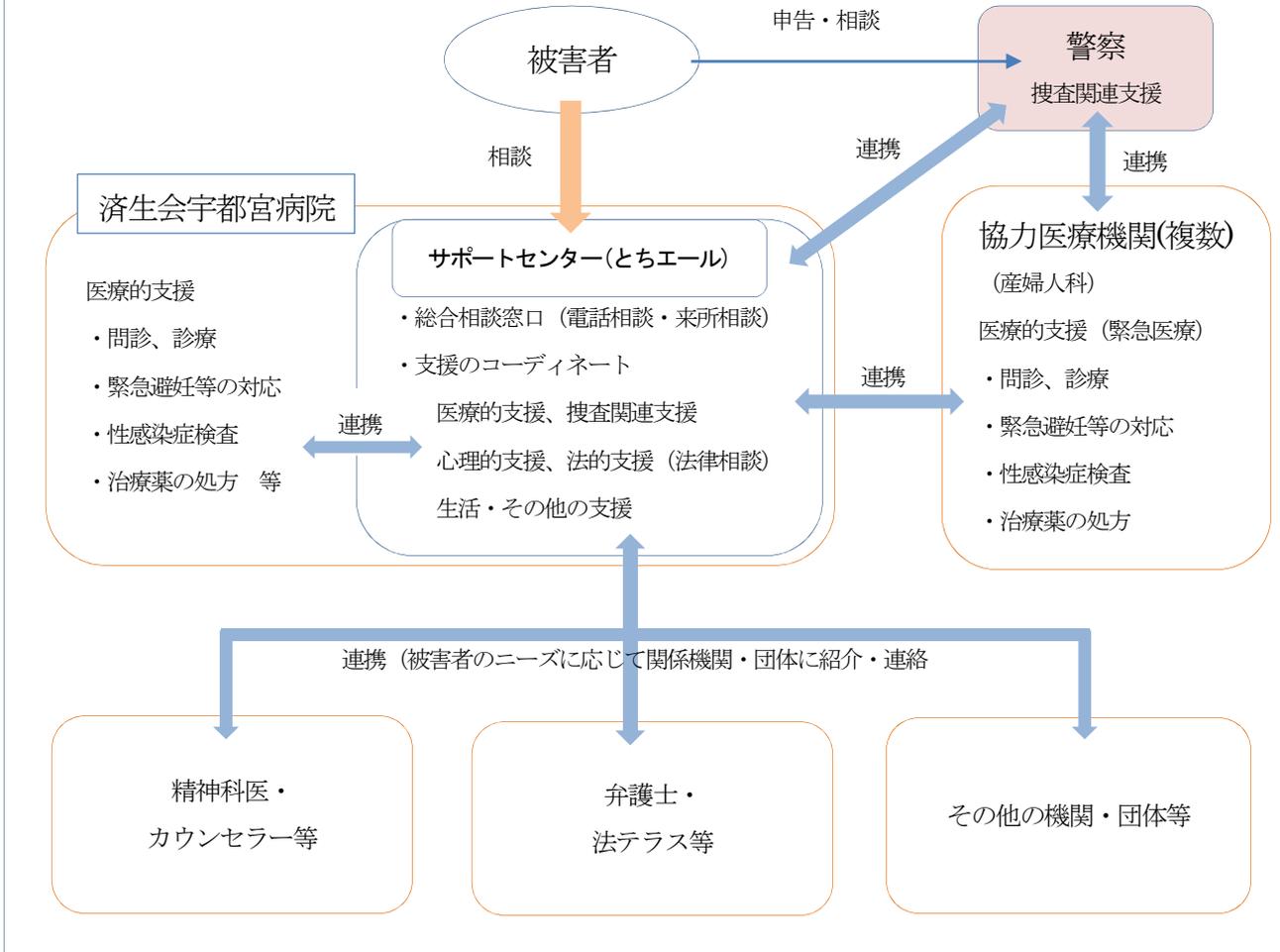
- ・ 具体的事案発生の際、警察署被害者支援連絡協議会等の関係機関・団体と連携して総合的な支援を行っており、今後も関係機関・団体との連絡を強化し総合的・横断的な支援活動の展開を図ります。【警察本部】

- (オ) 教育委員会と関係機関・団体との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実 (79)
- ・ 学校で児童生徒が犯罪被害者となる重大事件が発生した場合には、教育委員会が警察署や児童相談所などの関係機関と連携・協力し、学校が児童生徒や保護者への相談窓口として有効に機能するよう支援体制を強化します。【教育委員会】
- (カ) 学校内における連携及び相談体制の充実 (80)
- ・ 学校における相談体制の充実を図るため、学校教育相談研修等を実施し教職員の資質の向上を図っています。また、スクールカウンセラーや学校生活適応支援員を配置しており、今後も学校におけるスクールカウンセラー等と教職員との連携及び相談体制の充実を図ります。【教育委員会】
- (キ) 犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進 (81)
- ・ 犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合、「いじめ・不登校等対策チーム」による学校支援のほか、市町教育委員会の設置する適応指導教室との連携などにより、学校復帰等のための継続的支援を行います。【教育委員会】
- (ク) 犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合の継続的支援の促進 (82)
- ・ 犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合、当該児童生徒に対し、学校、教育委員会、警察署等関係機関によるサポートチームの編成など、立ち直りに向けた支援を継続的に行います。【教育委員会】
- (ケ) 警察と関係機関・団体との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実 (83)
- ・ 犯罪被害者等支援に係る関係機関・団体などとの連携・協力を充実し、関係機関・団体などが行う犯罪被害者等に対する制度や支援などの情報提供に努めます。
【警察本部】
- (コ) 性犯罪被害者等に対する支援体制の充実 (84)
- ・ 性犯罪・性暴力被害者からの多様なニーズに対応する支援活動を推進するため、「とちぎ性暴力被害者サポートセンター^(*21)」(愛称：とちエール)を中心に、関係機関・団体と協力しながら支援体制の充実に努めます。【くらし安全安心課】

(*21) 「とちぎ性暴力被害者サポートセンター」とは、性犯罪・性暴力被害者に対する被害直後からの総合的な支援を提供するための相談窓口として、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図ることを目的として設置された機関です。

サポートセンター相談電話 028(678)8200【受付時間】月～金曜日：9:00～17:30、土曜日：9:00～12:30、緊急医療受付のみ 22:00 まで、日曜日、祝日、年末年始を除く

【とちぎ性暴力被害者サポートセンター(愛称：とちエール)と関係機関・団体等との連携図】



- ・ 県広域健康福祉センター（保健所）を女性健康支援センターに位置づけ、緊急避妊を含めた思春期から更年期までの女性の健康全般に関する相談支援を行っているほか、情報提供として、各健康福祉センターにおいて、「とちぎ性暴力被害者サポートセンター」について周知します。【保健福祉課】

- ・ 児童相談所において、性犯罪被害児童の相談に応じるとともに適切な助言を行います。【こども政策課】

(サ) 性犯罪被害にあった児童生徒への対応の充実 (85)

- ・ 各教育事務所へのスクールソーシャルワーカーの配置により学校支援体制の充実を図り、警察、児童相談所、病院など関係機関との積極的な連携を促進します。

【教育委員会】

イ 情報提供の充実に向けた取組

(ア) 栃木県犯罪被害者等支援ハンドブック（改訂版）^(*22)の効果的な運用（86）

- ・ 「栃木県犯罪被害者等支援ハンドブック（改訂版）」を、被害者支援にあたる市町や関係機関・団体の担当窓口へ配付して活用するとともに、ハンドブックの内容をホームページに掲載して、情報提供の充実に努めます。【くらし安全安心課】

(イ) 犯罪被害者等支援施策の総合窓口による情報提供（87）

- ・ 県のホームページ内にある犯罪被害者等支援に関する内容を充実し、アクセスしやすいように工夫します。また、市町や関係機関・団体のホームページに犯罪被害者等支援に関する内容の掲載や充実を呼びかけていきます。【くらし安全安心課】

(ウ) DV被害者支援のための情報提供（88）

- ・ DV被害者に対する支援情報等をホームページ等で提供します。
【人権・青少年男女参画課】

(エ) インターネット以外の媒体を用いた情報提供（89）

- ・ 県広報誌への掲載やマスコミへの資料提供等を行い、今後も積極的な情報提供の充実に努めます。【くらし安全安心課】
- ・ 「被害者の手引」や、警察庁作成による「警察による犯罪被害者支援」などを活用しており、今後も積極的な情報提供に努めます。【警察本部】

(オ) 「被害者の手引」の内容の充実（90）

- ・ 「被害者の手引」を作成するとともに、これを県警ホームページ上でも紹介しており、今後も内容の充実に努めます。【警察本部】

(カ) 犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知（91）

- ・ 警察において作成した「被害者の手引」及び警察庁発行の広報用パンフレット「警察による犯罪被害者支援」などにより、損害賠償請求制度の概要について紹介しているほか、公益財団法人犯罪被害救援基金について情報提供しており、今後も広報や情報提供に努めます。【警察本部】

(*22) 「栃木県犯罪被害者等支援ハンドブック（改訂版）」とは、平成 21 年に犯罪被害者等支援の窓口機関向けに作成した犯罪被害者等支援に関するマニュアルを平成 27 年度に改訂したものです。犯罪被害者等のおかれた現状、支援に携わる際の留意事項、相談窓口一覧等がまとめてあります。

県ホームページ <http://www.pref.tochigi.lg.jp/c03/life/bouhan/anzen/higaisyasien.html>

(キ) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大 (92)

- ・ 女性警察官などによる性犯罪相談電話の受理体制を整備し、性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大を図っており、今後も情報入手の利便性の拡大に努めます。

【警察本部】

(ク) 自助グループ^(*23)の紹介等 (93)

- ・ (公社) 被害者支援センターとちぎが結成した、交通事故及び犯罪被害者遺族の自助グループの活動を支援しており、今後も支援を継続します。また、必要に応じて犯罪被害者等に対し自助グループを紹介するなどしており、今後も精神的ケア等に努めます。【警察本部】

(ケ) 医療機関に対する性犯罪被害者への被害申告の働きかけ依頼 (94)

- ・ 医療機関に対して、来院者が警察への未申告性犯罪被害者と判明した際、警察が診察料等を支出する公費負担制度を運用しており、被害者の経済的負担軽減やカウンセリング等を行っている旨の教示をお願いしています。

今後とも、羞恥心から警察への届出をためらう潜在被害者が安心して被害申告が出来るよう協力依頼をしています。【警察本部】

(コ) 病院、診療所等の医療機能情報の提供 (95)

- ・ 栃木県医療安全相談センターにおいて、患者・家族からの医療に関する苦情や心配、相談に対応し、患者・家族が自らの力で問題を解決できるよう、今後も適切な助言を行います。

また、県において、医療機関の所在地、診療科目、診療時間、健康診断や健康相談等の情報を、インターネットなどで県民が検索利用等しやすい形で公表する医療機能情報提供制度を実施しており、今後も適切な情報提供に配慮します。【医療政策課】

(サ) 地域・協働・創造Webサイトによる情報提供 (96)

- ・ とちぎボランティアNPOセンターが運営する地域・協働・創造Webサイトを活用し犯罪被害者等を支援するボランティアやNPO等の活動情報を提供します。

【県民文化課】

(*23) 「自助グループ」とは、同じようなつらさを抱えた者同士が互いを支え合い、励ましあう中から問題の解決や克服を図ることを目的に活動するグループです。

ウ 相談体制の充実に関する取組

(ア) 犯罪被害者等支援のための相談窓口の適切な運用 (97)

- ・ 相談窓口において、潜在化しやすい性犯罪被害者をはじめとした様々な犯罪被害者等の立場に立ち、被害者の相談や求めている支援に適切に対応するため、市町や関係機関・団体などの相談窓口担当者に対する研修会等を開催して窓口担当者等のスキルアップを図るとともに、連携に必要な情報の提供、各種支援に関する紹介や助言等に努めます。【くらし安全安心課】

(イ) 精神保健福祉センター等における相談体制の充実及び犯罪被害者家族への支援 (98)

- ・ 精神保健福祉センターや健康福祉センターに心の悩み事等の相談窓口を設置しており、犯罪被害者等の相談体制の充実を図り、家族の辛い思いを語る場として家族の自立を支援していきます。【障害福祉課】

(ウ) 警察における相談体制の充実 (99)

- ・ 平成 18 年 6 月から県民相談室を設置するとともに、電話による相談についても、全国統一番号の警察相談専用電話「# 9 1 1 0」番を設置するなど各種相談電話の充実と体制の整備を行っており、適切な相談対応に努めます。【警察本部】

(エ) 警察における被害少年が相談しやすい環境の整備 (100)

- ・ 少年サポートセンター、暴走族離脱支援センター及び（公社）被害者支援センターとちぎと緊密に連携し、被害少年が相談しやすい環境の整備に一層努めます。【警察本部】

(オ) ストーカー事案への適切な対応 (101)

- ・ 県警ホームページを活用したストーカー被害防止対策の情報提供、保護対策として緊急通報装置等を活用しています。
今後もストーカー事案への適切な対応に努めます。【警察本部】

- ・ 警察と連携し、ストーカー被害の相談・一時保護等の支援を適切に行います。
【人権・青少年男女参画課】

(カ) 交通事故相談活動の促進 (102)

- ・ 交通事故相談所において、交通事故被害者の抱える様々な問題に対する相談を行っています。また、交通事故相談員の積極的な研修参加推進など、今後とも交通事故相談活動の充実強化を図ります。【くらし安全安心課】

(キ) 相談及び情報提供のための教育委員会による取組の推進 (103)

- ・ しつけや子育てなど家庭教育に関する悩みや不安を持つ保護者や、いじめ・不登校・その他、学校生活などに関する悩みや不安を持つ児童生徒が、いつでも相談できるよう、電話やメールによる相談を行います。また、相談員に対する研修の実施、相談活動及び相談窓口の情報提供に努めます。【教育委員会】

エ その他支援のための体制整備への取組

(ア) 「被害者連絡制度」等の適切な運用 (104)

- ・ 捜査員に対する指導・教養を徹底し、「被害者連絡制度」への理解と運用の徹底を図り、犯罪被害者等への必要な情報提供を行います。【警察本部】

(イ) 海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等 (105)

- ・ 海外における邦人の犯罪被害者等に対して、帰国時及び帰国後の支援に関する相談に応じており、今後も関係機関と連携し、海外における犯罪被害に関する情報の収集に努めるとともに、各種情報の提供や支援の推進に努めます。【警察本部】

(ウ) 「被害者支援担当官制度^(*24)」の活用 (106)

- ・ 専門的な被害者支援が必要とされるときに、指定された警察職員が犯罪被害者等への付き添い、説明などの事件発生直後における犯罪被害者支援を行う「被害者支援担当官」を高速道路交通警察隊や各警察署に配置しており、今後も効果的な運用に努めます。【警察本部】

(エ) 犯罪被害者等への情報提供等の支援に関する啓発・指導及び好事例の表彰 (107)

- ・ 情報提供をはじめとする基本的な犯罪被害者支援施策が確実に実施されるよう、各種会議などを通じて各警察署等に対し指導・督励や好事例の勧奨を行っており、今後も啓発・指導及び好事例の表彰の充実を図ります。【警察本部】

(2) 犯罪被害者等支援に係る人材の養成及び資質の向上等 (基本法第 21 条関係)

ア 犯罪被害者等支援に係る人材の養成及び資質の向上に向けた取組

(ア) 警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実 (108)

- ・ 採用時の基礎研修、昇任時研修、支援担当官等を対象とした専門的研修や犯罪被害者等の心情を理解するための教育など、犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修を適宜実施しており、今後も継続して教育・研修の実施に努めます。【警察本部】

(*24) 「被害者支援担当官制度」とは、犯罪被害者等の精神的負担を軽減するため、事件発生直後から「被害者支援担当官」が犯罪被害者等に付添やヒアリング、刑事手続の説明などを行う制度です。

- (イ) 犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う警察職員の技能習得 (109)
- ・ 被害児童等の支援にあたる少年補導職員等に対して精神科医を講師とした定期的な研修を行っているほか、民間の行う研修に参加させ、技能の習得に努めており、今後も専門的知識、技能の習得に努めます。【警察本部】
- (ウ) 学校における相談対応能力の向上等 (110)
- ・ 学校における相談体制の充実を図るため、学校教育相談研修等を実施し教職員の資質の向上を図っています。また、スクールカウンセラーや学校生活適応支援員を配置しており、今後も相談対応能力の向上に努めます。【教育委員会】
- (エ) 虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実 (111)
- ・ 児童相談所職員、市町児童相談担当職員、家庭相談員、民生委員・児童委員等の研修を実施しており、今後も虐待を受けた子どもの保護等に携わる職員の資質の向上を図ります。【こども政策課】
- (オ) 性犯罪・性暴力被害者支援に携わる者の研修等の充実 (112)
- ・ 性犯罪・性暴力被害者支援に関わる支援員、関係機関・団体の職員、県市町担当職員等を対象に研修を実施しており、今後も被害者支援に携わる者の資質の向上を図ります。【くらし安全安心課】
- (カ) 性犯罪・性暴力被害者支援員の確保 (113)
- ・ 性犯罪・性暴力被害者支援に関わる支援員の養成を図るとともに、県民の理解と協力を得るため、広く一般県民を対象に広報・啓発に努めます。【くらし安全安心課】
- (キ) 民間の被害者支援団体の研修に対する支援 (114)
- ・ (公社) 被害者支援センターとちぎが行う研修に対して講師派遣などを行っており、今後も継続して支援を行っていきます。【警察本部】
- (ク) 県及び市町職員に対する啓発 (115)
- ・ 研修会等を通して、直接犯罪被害者等の声を聞く機会を設けるなど、関係職員だけでなく、広く県及び市町職員に対して、犯罪被害者等支援の重要性の理解を深めるよう啓発に努めます。【くらし安全安心課】
- (ケ) 県職員採用時における犯罪被害者等に関する理解の促進 (116)
- ・ 県職員採用時に、犯罪被害者等への理解促進のための取組を引き続き進めていきます。【人事課】

(コ) 新規採用教職員等の研修における犯罪被害者等に関する研修 (117)

- ・ 新規採用教職員等の研修に、犯罪被害者等に関する研修の充実に努めます。

【教育委員会】

(サ) 教職経験年数や職階に応じた研修等において、被害児童の心のケア等を含めた研修等の実施 (118)

- ・ 教職経験年数や職階に応じた研修等において、教職員が、犯罪被害者等である児童生徒の相談などに的確に対応できるよう、犯罪被害者等に対する心のケアも含めた研修の充実に努めます。【教育委員会】

(シ) 婦人相談員等職員に対する研修の実施 (119)

- ・ DV被害者の人権、DVの特性等に関する理解を深めるため、婦人相談員等職員への専門研修を実施します。【人権・青少年男女参画課】

(3) 民間の団体に対する援助 (基本法第 22 条関係)

ア 民間の団体に対する財政的支援及び支援可能な施策への協力

(ア) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体への財政的援助の充実及び同団体の広報・協力援助 (120)

- ・ (公社) 被害者支援センターとちぎが実施する研修への講師の派遣などの支援に努めているほか、直接支援、相談業務の委託などを予算措置しており、今後も民間支援団体に対する財政的援助の充実に努めます。【警察本部】

(イ) 民間の団体への支援の充実 (121)

- ・ (公社) 被害者支援センターとちぎをはじめとした民間支援団体が実施する各種支援活動や研修会の広報に努めるなど、今後も民間支援団体に対する支援の充実に努めます。【くらし安全安心課】

(ウ) 犯罪被害者等早期援助団体に対する指導 (122)

- ・ 公安委員会が指定した犯罪被害者等早期援助団体に対して、犯罪被害者等に適正かつ的確な支援を行うために必要となる支援体制や情報管理体制、職員に課される守秘義務等についての情報提供や必要な助言などを行います。【警察本部】

イ 民間の団体で支援を行う者に対する支援 (123)

- ・ 相談窓口一覧等を記載した「栃木県犯罪被害者等支援ハンドブック（改訂版）」を民間支援団体に配付するほか、各種講習会やイベントの開催等の開催案内や参加呼び掛けなど、今後とも支援者の資質向上につながる各種情報を提供します。

【くらし安全安心課】

ウ 民間の団体等の周知及び広報等 (124)

- ・ 各市町の犯罪被害者等施策担当や相談窓口担当の職員に対する研修会や犯罪被害者支援巡回パネル展、県ホームページ等の様々な機会を活用しながら、引き続き、民間支援団体の活動等に関する広報を行い、広く県民への周知に努めます。

【くらし安全安心課】

- ・ 様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や警察、関係機関、民間支援団体などが取り組んでいる犯罪被害者等支援についての広報啓発活動を行っており、今後も引き続き広報啓発活動の推進に努めます。【警察本部】

エ 全国被害者支援ネットワークに対する協力 (125)

- ・ 民間支援団体である（公社）被害者支援センターとちぎは平成 17 年 8 月に全国被害者支援ネットワークに加盟しており、当該ネットワークに対する協力を行います。

同ネットワーク加盟の民間支援団体の運営に関しても、関係機関と連携しつつ、必要な助言や指導を行っており、今後も継続して取り組んでいきます。【警察本部】

オ 警察における民間団体との連携・協力の強化 (126)

- ・ 警察において、関係機関・団体の協力を得て、民間支援団体との連携を一層強化し、支援及び指導・助言を行い、犯罪被害者等早期援助団体制度の適切な運用を図ります。

【警察本部】

カ 民間非営利団体の活動基盤づくりへの支援 (127)

- ・ 犯罪被害者等を支援する活動を行う民間非営利団体が安定的に活動を継続できるよう団体のマネジメント能力の向上を支援します。【県民文化課】

5 県民の理解と協力を得るための取組

<項目>

- (1) 県民の理解と協力の確保（基本法第20条関係）・・・・・・・・・・・・・・・・P36

(1) 県民の理解と協力の確保（基本法第20条関係）

ア 教育活動を通じた理解の促進

(ア) 学校における生命の大切さ等に関する教育の推進（128）

- ・ 道徳教育総合支援事業をとおして、道徳教育の改善充実を図っており、今後も学校教育の中で生命を大切にすることを育む教育を実践します。【教育委員会】

(イ) 学校における体験活動を通じた生命の大切さの学習の実践（129）

- ・ 豊かな心を育む教育推進事業として、生命の大切さを学ばせる体験活動の実践研究を行っており、今後はその成果の普及を図ります。【教育委員会】

(ウ) 犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の一層の推進（130）

- ・ 犯罪被害者とその家族にかかる人権問題を、人権教育推進上取り上げる様々な人権問題の1つとし、県内のすべての学校や地域において人権教育の積極的な推進に努めます。【教育委員会】【その他関係各課】

(エ) 人権教育の学習内容及び方法の改善・充実（131）

- ・ 栃木県教育振興基本計画並びに人権教育推進の手引に学習内容及び方法の改善・充実に向けた取組を位置付け、人権教育の充実に努めます。【教育委員会】

(オ) 学校における被害者にも加害者にもさせないための教育の実施（132）

- ・ 文部科学省で作成した「非行防止教室等プログラム事例集」の活用促進を図っていきます。県教委で作成した児童・生徒指導推進委員会協議のまとめ「場に応じた適切な判断力を育てるための指導・援助の在り方～加害者にも被害者にもさせないために～」の活用促進を図ります。【教育委員会】

(カ) 家庭における生命の教育への支援の推進（133）

- ・ 生命の教育も含め、県教委で作成した「親学習プログラム」の普及・定着を図り、家庭教育を支援します。【教育委員会】

イ 広報・啓発

(ア) 「犯罪被害者週間^(*25)」にあわせた集中的な啓発事業の実施 (134)

- ・ ポスターや県広報誌、県ホームページ等を活用して犯罪被害者週間の周知を図るとともに、(公社)被害者支援センターとちぎをはじめとした関係機関と連携した啓発事業を実施します。【くらし安全安心課】

(イ) 交通事故被害者等の視点を踏まえた事業の実施 (135)

- ・ 全国交通安全運動^(*26)の期間中に開催される各事業については、(公社)被害者支援センターとちぎと連携を図り開催しています。さらに、交通事故被害者等の視点に立った施策を盛り込んだ啓発事業を随時展開します。【くらし安全安心課】

(ウ) 栃木県人権教育・啓発推進県民運動^(*27)を中心とした広報啓発活動 (136)

- ・ 犯罪被害者等を含む様々な人権問題の解決を図るため、県民の人権意識高揚のためのイベントの開催やマスメディアを活用した啓発事業などを実施します。【人権・青少年男女参画課】

(エ) 犯罪被害者等の人権問題に対する理解を深める研修会等での啓発活動の推進 (137)

- ・ 犯罪被害者等を含む様々な人権問題について理解を深めるため、県民、企業等を対象とした研修会において、人権問題の啓発に努めます。【人権・青少年男女参画課】

(オ) 児童虐待の現状に関する取組を広く県民に周知させるための取組 (138)

- ・ 児童虐待の早期発見・早期対応・再発防止を図るため、11月の「児童虐待防止推進月間」にあわせて、ポスター・リーフレット等を関係機関に配付するほか、マスメディアを活用した啓発を行います。今後も様々な機会を通じ、児童虐待防止の啓発を展開します。【こども政策課】

(カ) 若年層に対する広報・啓発活動の推進 (139)

- ・ 若者層が暴力の加害者にも被害者にもならないようにするため、若者層に対する予防啓発を行います。【人権・青少年男女参画課】

(*25) 「犯罪被害者週間」(11月25日～12月1日まで)は、当該期間における集中的な啓発事業等の実施を通じて犯罪被害者等がおかれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的としています。

(*26) 「全国交通安全運動」(春の全国交通安全運動4月6日～4月15日まで、秋の全国交通安全運動9月21日～9月30日まで)は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故の徹底を図ることを目的としています。

(*27) 人権問題の解決には、県民一人ひとりが人権問題について正しく理解し、人権尊重の意識の高揚を図ることが重要と考え、県では各種の啓発事業を行っています。特に8月は「栃木県人権教育・啓発推進県民運動強調月間」、12月4日～12月10日までの間は「栃木県人権教育・啓発推進県民強調週間」と位置付け、重点的な啓発事業を行っています。

- (キ) DV被害の防止に関し、広く県民に周知させるための取組 (140)
- ・ 犯罪行為を含む重大な人権侵害であるDVの根絶に向け、あらゆる機会を通じて県民への啓発に努めます。【人権・青少年男女参画課】
- (ク) とちぎ性暴力被害者サポートセンター（とちエール）の広報・周知 (141)
- ・ 「とちぎ性暴力被害者サポートセンター」のリーフレット・カードを作成し、各関係機関や産婦人科医療機関、女子中高生等に配布しており、今後も当センターの周知に努めます。また、広く一般県民を対象に広報紙やホームページ等を活用した広報に努めます。【くらし安全安心課】
- (ケ) 潜在化しやすい犯罪被害者等の置かれた状況に対する県民の理解促進 (142)
- ・ 研修会の実施やシンポジウムの開催など、様々な機会を通して、性犯罪被害者や被害児童を始め、被害者が潜在化しやすい状況等を広く周知し、その理解促進を図り、社会全体でこのような犯罪被害者等を支える気運の醸成に努めます。
【くらし安全安心課】
- (コ) 犯罪被害者等の置かれた状況について県民の理解の増進を図るための啓発事業等の実施 (143)
- ・ 犯罪被害者やその家族が置かれた現状や心ない言動等による二次的被害に対する県民理解の増進を図るため、（公社）被害者支援センターとちぎをはじめとした関係機関・団体と連携し、「犯罪被害者等支援巡回パネル展」など、あらゆる機会や広報媒体を活用して、広く県民に周知されるよう広報啓発を図っていきます。
【くらし安全安心課】
- (サ) 中学生・高校生を対象とした講演会の実施 (144)
- ・ 関係機関と連携し、中学生や高校生を対象とした犯罪被害者等による講演会である「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者等への配慮や協力への意識の涵養に努めているほか、その効果を更に向上させるための作文コンクールを開催するなどしており、今後も「社会全体で被害者を支え、被害者も加害者も出さない街づくり」に向けた気運の醸成を図っていきます。【警察本部】
- (シ) 様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等支援に関する広報の実施 (145)
- ・ 警察庁において作成した広報用パンフレット「警察による犯罪被害者支援」の活用のほか、県警ホームページ上で警察の犯罪被害者支援施策を掲載等しており、今後も犯罪被害者等支援に関する県民の理解増進に努めます。【警察本部】

- (ス) 交通事故被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する県民の理解増進に向けた取組 (146)
- ・ 交通事故遺族による手記集を活用した交通安全教育、(公社)被害者支援センターとちぎと連携した広報活動等の実施及び交通安全大会における交通事故犠牲者に対する黙祷を実施しています。今後も、交通事故被害者等の現状や交通事故の惨状等に関する県民の理解増進に努めます。【警察本部】
- (セ) 各種講習における交通事故被害者等の切実な訴えを反映した教育活動の推進 (147)
- ・ 各種講習等におけるビデオ等視聴覚教材を用いた交通事故被害者等の現状の訴え等、受講者の心に訴える交通安全教育を実施しています。今後も、交通事故の被害者等の切実な訴えが反映された交通安全教育を推進します。【警察本部】
- (ソ) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護 (148)
- ・ 犯罪被害者等の実名発表・匿名発表について、引き続き適切な発表がなされるよう努めます。【警察本部】
- (タ) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供 (149)
- ・ 県警ホームページを活用した犯罪発生情報の提供と希望者(防犯ボランティア団体を含む。)に対する電子メール、インターネットファックスによる地域安全情報を発信します。【警察本部】
- (チ) 交通事故の実態及び悲惨さについて理解の増進に資するデータの公表 (150)
- ・ インターネット上の「事件事故マップ」を活用し、人身事故発生状況を電子地図上にわかりやすく公表し、交通死亡事故抑止を図っており、今後も交通事故の実態及び悲惨さを広く県民に訴えていきます。【警察本部】

第5章 資料編

1 犯罪被害者等基本法（平成16年12月8日法律第161号）

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。
- 3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するた

めに必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項 について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。（以下略）

[※平成十七年政令第六十七号により平成十七年四月一日から施行]

2 被害者の声

このたび、公益社団法人被害者支援センターとちぎ作成の手記「証（あかし）」より掲載した手記は、平成23年4月18日、鹿沼市の国道293号歩道を歩いて登校中だった児童の列に12トンの大型クレーン車が突っ込み、児童6人が犠牲になった事故の遺族の方々が執筆したものになります。

死亡したのは、北押原小4年の伊原大芽君（9歳）、関口美花さん（9歳）、下妻圭太君（9歳）、5年の星野杏弥君（10歳）、6年の熊野愛斗君（11歳）、大森卓馬君（11歳）の6人です。

クレーン車の運転手は、「てんかん」に罹患していましたが、その病気を隠して運転免許を取得し、抗てんかん薬もその日は服用していなかったことなどが明らかになりました。



一人で逝かせてしまった事

伊原高弘

大芽は、亡くなる前日の日曜日は、サッカーの大会に出場し、月曜日の朝も元気に登校してきました。学校までほんのわずかの距離で、あのような恐ろしい事故に遭い、たった9歳で命を奪われてしまいました。

あの日、私が事故現場に着いた時には、すでに警察の規制線が張られ、中に入ることができませんでした。規制線の向こうに、小学生くらいの男の子二人が地面に横たわっていて、頭だけが並んで見えました。もしかしたら大芽なのかもしれないと思い、中に入ろうとしましたが、入れてはもらえませんでした。

現場で数時間待たされた後、警察の方から「伊原大芽くんは亡くなりました。鹿沼警察署に行ってください」と言われました。

その後、鹿沼警察署に行き、霊安室のような場所で大芽の遺体と対面しました。

私と妻は、泣きながら何度も何度も大芽の名前を呼びました。

大芽の頭は包帯でぐるぐる巻きにされていました。大芽は目を開いたまま亡くなっており、いつもの笑った顔の大芽とは全く別人でした。

恐怖で顔が引きつっているように見えました。

体に触れると、すでにぬくもりはなく、冷たくなっていました。

私は、あの時何故、警察の制止を振り切ってでも中に入って行かなかったのかということを実に後悔しています。

あんなにも冷たくなってしまいうまで大芽に会わせてもらえないのであれば、まだぬくもりがあるうちに、大芽のそばに行って抱きしめてあげることができたかもしれないのです。

本当にそばにいてほしい人にそばにいてもらえなかった大芽は、どんなに辛かったのだろうか、どんなにパパやママに助けを求めたかったのだろうか、そう考えると胸が張り裂けそうになるのです。

私は、痛みや苦しみにも代える大芽を、たった一人で逝かせてしまいました。

「大芽、大芽がパパやママ助けを求めていた時、そばにいてあげられなくてごめんな。守ってあげられなくてごめんな。」



(2012年版「証」から抜粋)

大芽、もっと一緒にいたかった…

伊原 加奈子

「暑くなったら一枚脱ぐんだよ」「うん」と押原神社から見送った後ろ姿が大芽との一生の別れになるとは思ってもいませんでした。

大芽は、四季の中で一番大好きな春、長い道のりの登校途中、もうすぐ学校に着くというところで突然クレーン車が歩道に突っ込んできてこの世を去ることとなってしまいました。

小学4年になったばかり、学校やサッカーへの新たな希望あふれる時でした。



「ランドセルから大芽くんが事故に巻き込まれたと思われます。」

学校から電話があり、全身が震えながら現場に向かいました。現場が近づくと、ただならない光景でした。大渋滞、救急車、ヘリコプター、クレーン車、散乱したランドセル…。

結局現場では大芽に会うことはできず、変わり果てた大芽と初めて対面したのは、昼すぎ、鹿沼警察署の安置室でした。

私は今でもそこで見た大芽の姿を何度も思い出してしまいます。

頭は包帯でぐるぐる巻き、左目はうっすらと下の方を向き、右目はクレーン車がくるのが一瞬でもわかったのでしょうか、半開きで右斜めの方を向いていました。

私は、自分の人生の中で、なんで我が子のこんな姿を見なければならなかったのか、今でも理解できません。

大芽は、私達に幸せを与えてくれる天使のような存在でした。

赤ちゃんの時抱っこしている時も、保育園へ手をつないで歩いている時も、サッカーやなわとびを見せてくれる時も、家族でドンジャラをしたり出かけたりした時も、いつもニコニコしていて「ああ、この瞬間幸せだなあ」と感じさせてくれました。

大芽、もっとずっと一緒にいたかった。

大芽が喜ぶことをもっとたくさんしてあげたかった。

大芽はママのためにたくさん手伝いをしてくれたり、心配してくれたり、喜ばせてくれたのに、ママは大芽のことを守れなくて、助けてあげられなくて、本当に、本当にごめんね。

もう二度とこのような思いをする人が増えないことを願っています。

(2012年版「証」から抜粋)

卓馬からの親孝行

大 森 利 夫

卓馬が突然私にこのようなことを言ってきたことがあります。

「お父、親孝行何をしてほしい。何をすればいいの。」と聞いてきたのです。

私は、「親より長生きをすることが親孝行だよ。」と答えてあげました。

すると「何だ簡単じゃん。」と言ってニコニコしていたのです。

卓馬にとって、あと50年も60年も生きることは簡単なことだったはずです。

しかし、暴走したクレーン車に撥ねられ、車の底に巻き込まれながら生け垣をなぎ倒し、民家を突き抜けるまで引きずられ、左前の車輪下で生き絶えていたのです。

卓馬は車道に飛び出した訳ではありません。歩道を歩いていただけに…。

遊びに出掛けた訳でもなく、日本の小学生ならば誰でも行う集団登校をしていただけなのに…。

死ぬ理由が何一つ無いのに、身勝手な運転手家族に卓馬は殺されてしまったのです。

クレーン車事故を起こす数年前にも、運転手は、てんかん発作で歩道を歩いて登校していた小学生を撥ね、全治3ヶ月もの重傷を負わせていたのです。

この事故では、運転手と母親は、口裏を合わせ居眠り運転による事故とし、裁判をしていたのです。呆れた事に、クレーン車事故は執行猶予中に起こした事故だったのです。

裁判で母親は、「いつか誰かを傷つけてしまうかもしれない。」という言葉や、加害者の呆れる程の供述や発言を聞いた時、このような人間達に卓馬は殺されたと思うと、私は悔しくて悔しくて仕方ありません。

加害者家族には、死なずに生きて生活をしていくのであれば、償いの人生を送るべきだと私は考えています。

今、振り返って事故の当日、救急車で病院に搬送してあげられなかったこと、そして警察署の霊安室で、午後1時過ぎまで長い時間を一人ぼっちで待たせてしまったことが、今でも申し訳なく思っています。

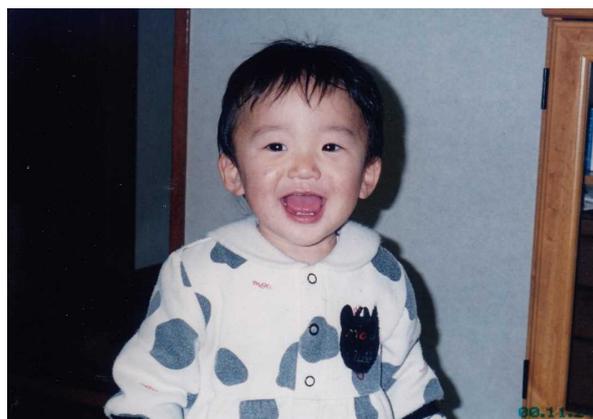
卓馬、ごめんね。

そして、最後に卓馬に聞いてほしいことがある。それは、お兄ちゃんが生まれた時、恩師から言われたんだよ。

「子どもは、赤ちゃんのうちに親孝行をしているんだぞ。赤ちゃんの笑顔が一番の親孝行だろう。」確かに、そうだと思ったんだよ。

だから卓馬は、ずっとずっと昔赤ちゃんだった頃に、親孝行をしてくれていたんだよ。

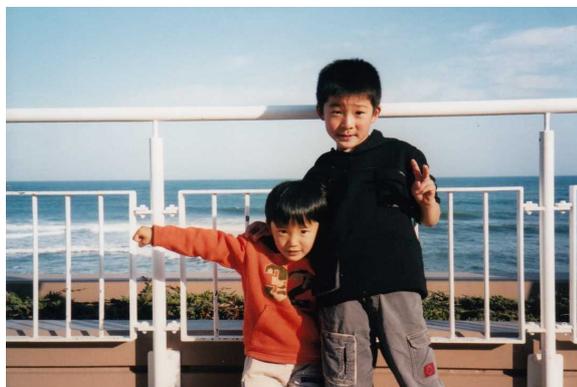
ありがとう、卓馬。



(2014年版「証」から抜粋)

兄弟

大 森 早 折



「ぼく、お兄ちゃんになるんだあ。」
卓馬が生まれてくることを誰よりも楽しみにしていた兄の幹太。

弟ができてお兄ちゃんになったことをとても喜んでいました。

幼い頃の卓馬は二つ上の兄にいつもついて遊び、そんな弟の手をとり歩いていた幹太。

そんな兄弟が私には微笑ましく愛おしかったのです。そんな兄弟も成長と共にケンカも多くなっていきました。

事故前夜、些細なことでケンカとなり、そのまま朝を迎えてしまった二人。

平成23年4月、卓馬（当時11歳）小学生6年生。登校中だった小学生の列にクレーン車が突っ込み6人の小学生の命が奪われたのです。

「ケンカしたままだよ。」と泣き崩れた幹太。ケンカしたことを後悔し、悔やんでいた幹太。

いつも元気いっぱい家の中でも走り回っていた卓馬。我が家では一番大きな存在だった。

今では家の中も庭でも兄弟の遊ぶ声を聞くことができなくなってしまいました。

二人のキャッチボールをしている姿や、ケンカをしている声をもう二度と見ることも聞くこともできないのです。

「おい、幹太」と兄を呼ぶ卓馬の声。兄にはいつも威張っていた卓馬。それはきっと幹太が本気で怒らないことをわかっていたのでしょね。

卓馬が天国へ旅立ちしばらくして、「一度もお兄ちゃんて呼んでももらえなかったなあ。」とつぶやいていた幹太。一度でいいから「お兄ちゃん」と呼んでもらいたかったのでしょね。

今年、生きていれば高校生だった卓馬。

兄弟別々の高校で高校野球を楽しんでいたのでしょうか。チームの仲間も沢山でき、毎日が楽しい日々を送っていたのでしょうかね。

お母は、あなた達二人がお互いの野球部の話をしている姿を見ることが、とても楽しみでした。

卓馬は、どんな高校生になっていたのでしょうかね。

正反対の兄弟だったけれども、少し大人になったあなた達は一つくらいは似ているところもあったのでしょうか。

いろいろと思い描いてみるのですが、卓馬の顔は11歳のままです。幹太だけが成長し、卓馬はあの頃のままです。

卓馬、告別式で少し上を見上げて涙をこらえ、あなたを最後まで見送った幹太の姿をみていてくれましたか…。

あなた達二人が、私の息子として、そして兄弟として生まれてきてくれたことに

ありがとう

（2015年版「証」から抜粋）